

平成30年9月定例会 総務委員会（付託）

平成30年9月26日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

喜多委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

なし

山本警務部理事官

報告事項は、ございません。

喜多委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

島田委員

先般、一般質問をさせていただきましたので、それについて追加で詳細をお聞きしたいと思っております。

最初に交番・駐在所の在り方について、お聞きしたいと思っております。

本会議において、今年度末にも、交番・駐在所機能の在り方や駐在所の統合による交番の設置などの方針を定めるという本部長からの御答弁を頂いたところではありますが、今年6月に、富山県の交番が襲撃され、警察官が殺傷された上、拳銃を奪われる事案が発生しました。また、今月の19日には仙台市の交番で、落とし物の届出を装った者が33歳の警察官を殺傷するという事件が発生しております。

他県において、交番で凶悪事件が立て続けに発生しております。県警察においても、多くの交番や駐在所を抱えていると思っておりますけれども、このような事件について、県警察はどのような認識かお伺いしたいと思っております。

船本企画課長

交番襲撃事件発生を受けての県警察の認識ということでお答えいたします。

委員お話しのとおり、他県におきまして、交番が襲撃されるという事件が複数発生いたしました。これを受けまして、県警察においても、常に警戒意識を堅持することはもとより、施設面の点検・確認による安全確保、装備資機材の活用のほか、拳銃を奪取しようとする事案を想定した実戦的な訓練の反復実施等を指示しているところでございます。

現在、県下には127か所の交番・駐在所を設置しております。交番は原則、都市部におきまして24時間体制で交替制により勤務する形態でありまして、一方、駐在所は原則として、都市部以外の地域におきまして施設に駐在いたしまして日勤で勤務するものであります。

交番には複数の警察官を配置しておりますが、本署への応援でありますとか、また警察学校への入校ということもございますので、体制が手薄となる場合もあるところでございます。

また、駐在所は原則1名の日勤勤務でございますので、夜間や休日における事件・事故については、専らパトカー乗務員等により対応しているのが現状でございます。委員お話しの中における事件でありますとか、女性警察官の増員等に鑑みますと、こうした単独の勤務も見直す時期にあると認識しております。

県警察では、昨年策定いたしました警察署再編整備等総合計画に基づきまして、社会・治安情勢の変化を踏まえ、その実情に応じた体制となるよう、複数の交番を統合し大型化するほか、駐在所の統合による交番化など、現場執行力の強化を進めているところであります。

県警察の体制も限られてはおりますが、その人的資源を有効活用するためには、警察署の統合と同様、交番・駐在所の管轄区域の見直し等を進める必要があるものと認識しております。

9月21日の本会議におきまして答弁いたしましたとおり、本年度末にも、将来を見据えた交番・駐在所の在り方等についての方針をお示しして、その後、具体的な計画について策定・公表してまいる所存でございます。

#### 島田委員

富山県の事件では、一人で勤務していた警察官が襲われまして、奪われた拳銃で一般の市民の方も犠牲になっております。報道によりますと、この事件を受けて全国的に交番や駐在所のセキュリティ面の強化等が図られているようでございますけれども、その最中に、宮城県で交番が襲われ、警察官が亡くなるという事件が再び起きたわけであります。

宮城県の事件では、複数の勤務員が居たことで、一般市民の方まで被害が及ぶようなことはなかったんですが、やはり、身近な存在である交番・駐在所が襲われるのは地域住民にとっては非常に不安を感じるものでありますので、今回、交番・駐在所について質問させていただいたところですが、その在り方についてもっと検討し、新たな計画を作るとの答弁を頂いたところであります。

計画を作る上で、地域住民の不安を取り除きまして、安全安心で暮らしていける地域づくりを第一に考えることはもちろんのことですけれども、そこで勤務する警察官の安全、先ほどありましたけれども、例えば一人でなく複数人を勤務させるとかの配慮も含んでいただきたいと思っております。

また、この事件によって、来年度、警察官の募集で希望者が少なくなったり、現在勤務されている方、また御家族の方が不安になって、例えば駐在所や交番勤務が嫌になり転勤希望が出たりということがないように、そういうところも含めて来年度に向けて検討していただけたらと思っております。

続きまして、平成30年7月豪雨に伴う災害の派遣についてお伺いしたいと思います。

県警察では、大規模災害が発生すれば、県内はもとより、応援部隊として県外へ派遣されることも多く、この度の7月豪雨の際にも現地へ派遣され活動したと聞いておりますけれども、その派遣状況についてお伺いいたします。

尾田警備部長

委員お話しのとおり、今年の7月豪雨では、本県におきましても7月3日から1週間、継続して大雨洪水警報が発令されました。本県は幸いにも人的被害はなかったものの、お話しのとおり、西日本を中心に多くの犠牲者が出たところでございます。

そこで、県警察におきましては、特に大きな被害が発生した広島県と岡山県に警察職員を計10回、延べ101人派遣したところでございます。

派遣部隊の内訳につきましては、まず、機動隊で組織する広域緊急援助隊や緊急災害警備隊の二つの部隊を編成いたしまして広島県に2回、三つ目の部隊としましては、広域警察航空隊といたしまして県警ヘリコプターを広島県と岡山県に計4回、四つ目に特別自動車警ら部隊を広島県と岡山県に各1回ずつ、そして、特別交通部隊と特別生活安全部隊を広島県に1回ずつの計6部隊を派遣したところでございます。

島田委員

そういった多くの部隊を派遣されていると思いますけれども、本県でも大規模災害が発生した場合は、他県の県警察からも応援に来てもらう必要があると思います。

そこで、どのような場合に、どのような要請があつて部隊を派遣しているか、その基準についてお伺いしたいと思います。

尾田警備部長

警察の現在の災害派遣につきましては、警察法第60条に援助の要求という規定がございます。この規定に基づきまして、大規模な災害や事件・事故等が発生した場合、その都道府県の人員、装備等で対処できないときは、当該県の公安委員会が警察庁又は他の都道府県警察に援助を要求することとなります。

今回の7月豪雨の被災地への派遣につきましては、正に緊急を要する案件ということで、警察庁の調整によりまして、広島県、岡山県の両公安委員会から本県に対して援助要請がなされたものでございます。

警察は、当然ながら都道府県警察であります。一方で全国警察という側面もございます。特に災害派遣につきましては、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓として、全国的に広域緊急援助隊を組織し、大規模災害が発生した際に、迅速に全国警察が支援する体制を構築しております。

そこで、万が一、本県で大規模災害が発生し県警察だけの警察力では対処できないと認められる場合は、警察庁が、その災害の規模、派遣する各県の事情等を勘案し、派遣体制につきましても、一次、二次派遣といった先々を見据えて計画的に調整を行います。その後、手続的には、本県の公安委員会から他の都道府県公安委員会に援助要求を行うこととなります。

## 島田委員

次に、その活動内容や現場についてお伺いしたいと思います。7月豪雨では、土砂崩れや堤防の決壊による河川の氾濫などで、非常に厳しい現場での活動だったと推測いたしますけれども、今回の災害活動を教訓として、更なる災害対応能力の向上に努めていただきたいと思いますと感じるところであります。

事前委員会では、本部長から、隊員の活動実態の生の声を組織で共有するという御報告がありましたけれども、具体的な活動内容や現場の感想についてお伺いしたいと思います。

## 尾田警備部長

先ほど報告いたしました各部隊の活動状況でございますが、まず機動隊につきましては、行方不明者が多く出ておりました広島県の呉市周辺におきまして、行方不明者の捜索活動に当たりました。県警ヘリコプターにつきましては、当然ながら、被災地上空からの情報収集、また、交通部隊につきましては、主要幹線道路が通行止めとなっておりましたことから、大変大渋滞をしておりましたので、その大渋滞をしている交差点等におきまして交通整理に当たりました。自動車警ら隊につきましては、一般治安対策といたしまして、被災地における警戒警ら、現場広報、また、生活安全部隊につきましては、避難所を回りまして、相談受理等の幅広い支援を行ったところでございます。

今回、派遣された職員の感想でございますが、この部隊のうち多くの職員を派遣した機動隊員からは、大変な酷暑の中、大量の土砂を掘りながらの捜索ということで、警察は主にスコップ等を用いた手作業が中心でありましたので、熱中症等の体調に気を配りながらの活動を強いられたということ、また、他県から現場には様々な機関が集まっておりました、地元県の担当者が中心となって各部隊の人員、装備等を踏まえた上で、当日の役割区分を調整するという難しさ、また、関係機関との情報共有の重要性というのを感じたと。また、各部隊、飲料水等は持参しておりましたが断水しておりました、捜索現場におけるトイレ確保の難しさを感じた、また、捜索中に上流のため池が決壊する危険性があるということで、急に避難指示が発令されましたが、職員自らが被災しないよう、緊張感を持って迅速に付近住民やボランティアの方々の避難誘導に当たったとの感想を聴取しております。

その他の部隊も等しく、多くの住民からは、遠くから来てくれてありがとうとの声を掛けていただいたとのエピソードを聴取しているところでございます。

## 島田委員

あと、災害派遣を通じて今後の災害警備についてお伺いしたいと思います。

県下では、この間も大きな災害がありましたけれども、そういった風水害以外にも南海トラフ巨大地震や甚大な災害を引き起こす可能性のある活断層が複数あり、いつ地震が起こってもおかしくない現状に直面していると思います。

今後も一層厳しい災害の発生が予測されており、平素からの備えも重要性を増しているものと思われましても、今回の派遣活動を通じて、今後、災害警備にどのように取り

組んでいくのかお聞きしたいと思います。

尾田警備部長

今回派遣された職員というのは、被災現場の最前線において、正に劣悪な環境と混乱の中で厳しい活動に従事するという貴重な経験をしたところでございます。

委員お話しのとおり、将来的に見れば、本県におきましても決して他人事ではございません。これらの経験を組織的に共有すべく、隊員から聴取した意見、要望については、分析、検討を行い、今後の災害警備体制の見直しに反映させてまいりたいと考えております。

特に、本県が被災した場合を想定いたしまして、現場活動において、警察が応援部隊や関係機関といかに連携して活動するか、こういったことにつきまして検討するとともに、今回の災害派遣を通じて、真に現場に必要な装備資機材の整備充実にも努めてまいりたいと考えております。

島田委員

今の御答弁にもあったように、やはり災害への備えが重要であると思えますし、いつ災害が起こってもおかしくないという状況でございますので、引き続き、活動について検討していただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

中山委員

暑かった夏もここ最近涼しくなって、各地でいろんなイベントが開催されておりました、我々も出席しております。特に私は、いろんな人たちといろんな施設にボランティアに行っているのですが、一緒に行っている方も高齢者になっていて、一番年長の方は82歳で元気にボランティア活動をされていて、特に女性の方は元気だなと感心しています。私も、82歳になってもいつまでもボランティアできたらとお手本にしているのですが、そういういろんな機会が高齢者の方と接する機会が多くあります。

そういう人たちがよく口にするのが、免許証を返納したいのだけれどという話があるのですが、御承知のとおり、地方は公共交通機関がまだまだ整備されていないので、どうしても車がなかったら不便なので、免許証を更新に行くんだというふうな話をしています。また、最近、更新前に高齢者講習を受けなくてはいけないので、それが面倒臭いとか、なかなか講習の予約が取れないというふうなお話をよく聞くんです。

1か月ほど前の徳島新聞にも、高齢者講習の予約が渋滞していると。聞いたところによると、70歳以上のドライバーの人が免許証を更新する前には、必ず高齢者講習を受けなくてはいけない。かつ、75歳以上となれば、その前に認知症検査を受けて、その後に高齢者講習を受けなくてはいけないということになっているそうですね。それを受けるのですが、なかなか予約が取れない、予約渋滞というふうに書いてあります。

徳島県で今、高齢者の人たちが増えている中、やはり高齢者講習の予約は取れないのかどうか、今の状況をまず教えていただきたいと思えます。

山上交通企画課長

道路交通法の規定によりまして、70歳以上の方が運転免許を更新する際には高齢者講習を、更に75歳以上の方には講習に先立って認知機能検査を受検していただくこととなっております。いずれも誕生日の5か月前から受検・受講できることになっていきます。

県警察では、この認知機能検査と高齢者講習を県下の指定自動車教習所に委託しており、自動車教習所は、これら講習等の実施体制に限りがあることから、予約を受け付けた上で実施しているところです。

本年8月31日時点での受講待ちの状況は、認知機能検査は、予約申込みから受検まで県下平均で約41日、高齢者講習は、予約申込みから受講まで県下平均で約34日の状況です。

現時点において、失念により更新日の直前になって自動車教習所に予約を申し入れたなど、特別な事情がなければ、自動車教習所での受検・受講が可能な状況であります。

なお、75歳以上の方で、認知機能検査の結果、認知症のおそれありと判定された方については、臨時適性検査等を経て高齢者講習を受けていただく必要があります、このような場合は、その手続や審査に時間を要することから、高齢者講習の受講までに3か月以上要することもあります。

中山委員

70歳以上の免許証更新は、半年前から通知をしてくれるということですが、これは、はがきか何か、分かりやすいもので通知をしてくれるのでしょうか。

山上交通企画課長

予約に関する現状でございますけれど、県警察では、高齢運転者が免許証の更新手続に必要な認知機能検査や高齢者講習をスムーズに受検できるよう、配意しなければならないと認識しております。

そこで、受検対象者には、早期予約を促すために、更新予定者に送付する認知機能検査や高齢者講習の通知書に、自動車教習所においては完全予約制であることや早期に申込みを促す文言を強調して明記した通知書を出しているほか、県警察ホームページには、各自動車教習所の空き状況を掲載するなど、必要な情報を提供しているところであります。

中山委員

そのはがきは、普通のはがきだったら紛れてしまうけれど、何か特徴があるというか、パッと見てすぐに分かるようなものにされているのでしょうか。

山上交通企画課長

通知書の表面には、まず赤の白抜き文字で重要と表記しております。そして、高齢者講習通知書と記載しておりまして、全て赤字で、講習を受けていなければ免許の更新ができません、今すぐ自動車教習所に電話してください、完全予約制、こういった表記をしております。

中山委員

赤字だったり、色分けしたはがきとも聞きますが、分かりやすいものにしていただいて

いるんですね、それは非常に良いことだと思います。

先ほどの答弁の中で、認知機能検査が約41日、更にその後の講習が34日、半年余裕がありますけれども、ついうっかりしたら半年が過ぎてしまう、過ぎてしまったら免許証を失効してしまいます。例えば、講習で認知症のおそれがあるということが発見された場合は、また認知症検査を受けなければいけないんですね。講習が二つに分かれていて、認知症のおそれがあるとした場合は、もう1回、認知症機能検査を受けなくてはならない、違うものを受けなくてはならない、それが30日、60日待ちとおっしゃったのでしたか。すみません、ちょっと混乱しています。

#### 山上交通企画課長

認知機能検査につきましては、高齢者講習の前に受けなければならない、その認知機能検査によって3分類に分かれております。第1分類から第3分類までありますが、第1分類については認知症の疑いのおそれがある、第2分類については認知機能が低下しているおそれがある、第3分類については問題なしというふうに、認知機能検査によって分類分けされます。

そこで、高齢者講習に移る場合に、第3分類の問題なしの方については、2時間の高齢者講習を受講する。第2分類の認知機能の低下のおそれがあるといった方については、高度化講習といわれておりますが、3時間の高齢者講習を受講することになります。また、第1分類の認知症の疑いというふうな検査結果が出た場合には、臨時適性検査又は医師による診断書の提出を求めておりまして、医師の診断の結果によりまして、講習が受講できる、できないというふうな結果が発生します。

#### 中山委員

いずれにしても、いろんな段階を踏んでから、また講習を受けて、その後で免許証の更新というふうな流れになると思うのですけれども、そんなに40日とか30日とか、かなり講習の待ち時間があるという理由はどうしてですか。

#### 山上交通企画課長

受講待ちの発生原因でございますが、高齢者の免許人口の増加に伴いまして、高齢者講習等の受講者数が増加している一方で、講習等を受託しております自動車教習所の受入体制が追いつかない状況が生じ始めているところであります。

高齢者講習の対象となる70歳以上の免許人口は、10年前と比較して約1.4倍に増加しており、ここ3年を見ても、平成27年は約7万7,000人、平成29年は約8万4,000人と、約7,000人増加しているところであります。現在、県下の免許人口のうち、約16%が高齢者講習受講対象者という状況でありまして、今後、高齢者講習の対象者はますます増加するものと思われまます。

また、認知機能検査や高齢者講習は、高齢運転者に認知機能や身体能力の低下を自覚していただき、安全な運転に努めていただくことが目的であり、実施に際しては、適正な検査やきめ細やかな指導が必要であります。

したがいまして、認知機能検査では、1回当たりの受験者数は、検査員一人につき1回

当たり10人以内、また高齢者講習では、1学級につき3人以内と定められております。

このように、高齢者講習の受講者の増加と、きめ細やかな講習の要請に応える自動車教習所の負担が相まって受講待ちの状況が生じているものであります。

中山委員

県下に今、自動車教習所は何か所ぐらいあるのですか。

山上交通企画課長

15か所ございます。

中山委員

道路交通法が改正される前も、同じように自動車教習所で講習を受けていましたか。

喜多委員長

小休します。（11時01分）

喜多委員長

再開します。（11時02分）

山上交通企画課長

高齢者講習につきましては、10年余って前から実施されています。しかし、認知機能検査で分類と講習が2時間講習と3時間講習、こういったものに分かれたのは今年の改正道路交通法からでございます。

中山委員

改正前というのは、1日で同時にできたというふうに聞いておりますけれども、今、認知症検査を受けてその後講習を受けるという、短縮して1日で受けるというのはできないのですか。

山上交通企画課長

認知機能検査を受けて、高齢者講習を同日に受講できないかということでございますけれども、認知機能検査につきましては、先ほど申しましたように検査の結果、3分類に分かれまして、それぞれの検査結果によって講習の時間が異なります。

特に、認知症のおそれがあると判断された方が更新するためには、公安委員会が行う臨時適性検査、若しくは医師の診断書の提出義務が生じるものであります。認知機能検査の結果は、免許更新手続に重要な影響を及ぼしますことから、その判断は慎重に行う必要があります。一定の時間が審査に必要となっております。

現時点では、認知機能検査と高齢者講習を同一の機会に実施することは、困難と考えております。



## 中山委員

確かに、問題がない人ばかりでないので、第1分類の人は医師の判断を仰がなくてはいけないし、認知機能の低下は3時間、また追加の講習を受けなくてはいけないので、1日でそれをこなすというのは体力的にも、また自動車教習所の受入側にも非常に問題があるとは承知します。けれども、認知症検査の次の講習が1か月先ということをお聞きしたのですけれども、我々でさえ1か月先になると忘れてしまう可能性があるのです、極力そのスパンを短くしていただきたい。

例えば、新潟県警察では、警察のほうで予約の一元化に取り組まれていると聞いております。受講の期間を短縮するために、徳島県警察として特別に取り組まれていることがあるのでしょうか。

## 山上交通企画課長

特別な取組と申しますか、やはり予約場所が分かりやすいように、先ほども申しましたように県警察のホームページで空き状況を掲載しております。また、運転免許課に対して予約が取れないというふうな相談がありましたら、運転免許課の担当者と自動車教習所の間で調整を図っているところであります。

さらには、自動車教習所において受検・受講が困難となったような場合で、免許証が切れる間近になっているという場合においては、救済措置として運転免許センターにおいて講習等、更新手続を実施しているところでございます。

## 中山委員

先ほどの答弁の中で、インターネットで検索すれば各自動車教習所の予約状況が分かるようになってきている。これは、我々やインターネットができる人だったらいいですけども、例えば75歳の人たちにインターネットをしていただくといったら、ちょっとどうかなと思うんです。まだまだ高齢者の人たちがインターネット環境に十分に慣れ親しんでいるとは思えないので、非常に良い試みだと思いますが、果たしてそれが高齢者の人たちの情報ツールになり得るのかというのが問題だと思います。

我々は、免許の更新といえば警察署に問合せををすると思うんです。運転免許センターよりも、まず最寄りの警察署にどうなんですかと問い合わせると思うのですが、そのときはきちんと対応していただけるのですか。

## 山上交通企画課長

警察署等へ相談がありましたら、運転免許センターのほうと連絡を取り合い、そして自動車教習所の空き状況を調整し、回答させていただいております。

## 中山委員

これから、まだまだ高齢者の数も増えていくし、70歳以上も5人に1人というふうな状況に全国的になってくる。そういうことを考えたら、高齢者講習とか認知機能検査を受ける人たちがこれから増えていくと思うんです。そういう人たちが、うっかりして免許証が失効してしまうようなことがないよう手当てしていただきたい。

また、できるだけ、1日は無理としても早い機会に続けて検査を受けられて、無事に免許更新ができるようにしてほしい。これは、自動車教習所をお願いしているのだから、なかなか自動車教習所の都合もあつたり、例えば長期休みのときは学生が殺到して自動車教習所も忙しいとは思いますが、そういうことがないように警察のほうからもお願いをしていただいて、地方では、非常に大事な高齢者の方たちの足を奪われないように、周知徹底、努力していただきたいと要望して終わります。

#### 黒崎委員

高齢者の免許は、大変重要なことでございます。それはそうとして、この間の高潮で関西国際空港が水浸しになって、中に旅行者が閉じ込められたというのがありましたね。あれを見て一番初めに、中で混乱が生じなかったのかというのを心配しました。

今、観光で日本に来ている外国人の方々は、3,000万人に近づいて2,800万人と、そんな推移を伺っております。徳島県でも10万人を超える宿泊者が居る、そんな現状がある中で、例えば県下のいろんな観光地であつたり、飛行場あるいは駅、そんな所を管轄する交番・派出所は、訪日外国人に対してどんな対応をされているのか。これは、災害があるときもそうですし、日常の場合もそうですし、そういったことについて少しお伺いをしたいと思います。まずは、どんな対応をされているのかお尋ねいたします。

#### 時谷生活安全企画課長

訪日外国人に配慮した取組でございますが、日本語が分からない外国人の地理指示や遺失・拾得届、各種相談、トラブル等の対応につきましては、交番・駐在所等で勤務している地域警察官が受理するケースが多いです。円滑に意思疎通が図れるように、コミュニケーション支援ボードを全ての警察署、交番・駐在所、パトカーに配備しております。

平成28年から運用しております支援ボードは、日本語に対応する英語、韓国語、中国語と、新たにポルトガル語とスペイン語を加えた5か国語を表示しております。簡易なイラストを指し示すことで意思を伝達することができます。

また、外国語の翻訳アプリが入ったタブレット端末5台を、訪日外国人観光客が多い警察署等に配付して運用しているところでございます。

本年12月に運用開始となる、阿南警察署とみおか交番にも新たに1台を配備する予定であります。タブレット端末は、音声や手書き入力することによりまして、外国語と日本語を翻訳するもので、音声により32言語、手書き入力により103言語に対応したものでございます。

そのほか、インバウンド対策といたしまして、警察施設や案内標識等において、日本語が分からない外国人が警察の存在を認識できるよう英語表記を進めているところでございます。また、パトカーや警察官の被服へ英語でPOLICEと表記しているほか、本年2月から交番に整備している公用二輪車のリアボックスの両面にPOLICEと表記した反射ステッカーを貼付しているところでございます。

資料でありますとか資機材を活用しまして、外国人に配慮した対応に努めているところでございます。

## 黒崎委員

今、お話を伺いましたら、タブレットを導入したということでございまして、実物を見てないのですが使いやすいのだろうと想定はしております。外国人が、そのタブレットで取りあえずの対応はできるということですね。それと、最近、確かにPOLICEと英語で書いてある、その表記が大変目立つことにも何となく気が付いておりました。

そこそこのことができているという感じでございますが、例えば外国人の方が110番通報することもあるかと思うのですが、自分が被害に遭った、あるいは何かを見たというような110番通報がきた場合に、どんな対応ができるのか、どんな対応をされているのか、お伺いしたいと思います。

## 時谷生活安全企画課長

訪日外国人からの110番通報時の対応についてでございます。日本語を話せない外国人から110番通報があった場合につきましては、英語での通報があれば、日常英会話ができる通信指令課員が聴取をした上で対応をしております。また、通信指令課員では対応できない場合には、三者間通話システムにより対応しているところでございます。

この三者間通話システムは、日本語を話せない外国人から110番があった場合、あらかじめ登録をしております県警察の部内通訳者に即時連絡をいたしまして、外国人通報者、通信指令課員、部内通訳者の三者間で通話するもので、これによりまして、通報内容の確認や警察署に対する指令を行っているところでございます。

今後とも、日本語が話せない外国人からの110番通報に的確に対応してまいりたいと考えております。

## 黒崎委員

ということは、通信指令課自体に英語をしゃべれる方もおいでになるということ、かつ三者でやる場合もあって、三者の場合も部内においでになるということですね。通報された方、通訳の方、通信指令課におられる方の三者でお話をするということですね、分かりました。

110番の対応はそうなんですけど、例えばいろんな事件・事故に外国人が巻き込まれる場合というのも想定する必要があると思うんです。その場合に、外国語の通訳者が絶対に必要になってくる、不可欠だろうと思うのですけれども、例えば通訳者もそうですし、部外の通訳者、こういった方々の要請をどのようにされているのか。まだ人数が足りているのかも知れませんが、何か大きな災害が起きたときなどに対応するには、そういった能力のある方を何人も確保する必要があると思います。

徳島県も季節的な定期便が飛行場に来るといってもありますし、今、中山委員の地元、あるいは長池副委員長の地元、小松島に何千人も運んでくるクルーズ船が来ますよね。そんなことも想定すれば、徳島県もそういったことができる方々を要請する必要もあるのではないかと思うのですが、そのあたりはどのようにお考えになってますか。

## 船本刑事部首席参事官

県警察におきましては、外国人の方が当事者となる事件・事故等に的確に対応するた

め、平成4年に警察職員と民間人からなる徳島県警察通訳者会を結成し、通訳体制を構築しているところでございます。

現在の通訳者の体制は、部内通訳者が4言語22名、部外通訳者が19言語51名でございまして、英語、北京語、韓国語などの通訳者を確保しております。

また、少数言語の通訳者が必要な場合とか、県警察登録の部内・部外通訳では人数が不足するときには、他府県警察が登録をしております部外通訳者に派遣要請するなどして、通訳者を確保しているところでございます。

#### 黒崎委員

部外通訳者というのは、いわゆる民間の方というふうに考えていいのですか。民間の方にボランティアでお願いしているのか、あるいはそういった契約を結んでいるのか、そのあたりを教えてください。

#### 船本刑事部首席参事官

ただいま申し上げましたとおり、徳島県警察通訳者会というのを結成しております、いわゆる部外通訳者、民間の方を登録させていただいております。この方が今現在51名おいでということでございまして、通訳の関係で派遣要請をいたしますと、定められた謝金等を支払うことにしております。

#### 黒崎委員

謝金が払われるということは、雇用契約がきちんとあるということですね。

特に、外国人の観光客が多いときは日本人の観光客も多いのだらうと思うんです。ですからいろんなことで、例えば災害などが起きたときに日本人への対応、あるいは外国人への対応は、基本的には同じでございまして、ただ日本語がしゃべれないことで不利益が出たらいけない。是非とも、そのあたりのことも想定して、今までの努力の上に、なお人の要請をお願い申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それともう1点、昨年7月から始めた事業ということで、「通話録音機、特殊詐欺防止へ効果実感9割超」と新聞に大きく出ていました。昨年7月から、高齢者のお宅に録音機を置いて詐欺を防止しようということで1年がたちましたので、この効果がどうだったのか。聞くところによると、大変評価が高かったということですが、今どういう状況なのかお教えいただければと思います。

#### 時谷生活安全企画課長

名称は、不審電話撃退装置、この貸出事業の効果等について説明をさせていただきます。この装置は、昨年7月1日から、架電を受信した際の警告メッセージ機能及び自動録音機能を有する不審電話撃退装置でございまして、300台を無償貸与しているところでございます。

機能の概要についてですが、架電を受信した際に、固定電話に取り付けた装置が、この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため会話内容が自動録音されています旨のメッセージをアナウンスするとともに、通話内容を自動録音するものでございます。

高齢者が特殊詐欺被害に遭う場合の初期のアポイント電話の大半が固定電話であるほか、特殊詐欺等の犯人は自分の声が録音されることを嫌がるため、警告メッセージを聞いた時点で電話を切ることが予想されているところがございます。

県警察においては、昨年12月から本年1月にかけて、不審電話撃退装置を設置している242世帯を対象にモニタリングアンケート調査を実施しております。その調査結果によれば、撃退装置を設置して以降に特殊詐欺被害に遭った人は0人でございます。撃退装置を設置してから不審電話等の回数が減ったと答えた人は196人で約81%、撃退装置が特殊詐欺の被害防止に効果があると答えた人は228人で約94%、今後も撃退装置を設置したいと答えた人は214人で約88%という結果でございます。不審電話撃退装置の設置が特殊詐欺被害防止に大きな効果があるものと判断しているところがございます。

黒崎委員

今、お話を伺ったら、大変効果があったんだなと思いました。0人になったんですね。だから、詐欺を仕掛けるほうもその認識があるのだろうなと思います。

お話では、300台に242世帯ですが、今現在、300台あるのが何台貸し出しているのですか。

時谷生活安全企画課長

本年9月26日現在で、県下に貸し出しているのは287台でございます。

黒崎委員

287台貸し出しているということは、あと13台しか残っていないということですよ。こんなに大きな成果が出ているのですが、予算にも限りがあると思うんです。そのところで、このアンケートから出た結果を今後どのように生かしていかれるのか。機械もただではないので、これをそのまま継続していくという難しさもあると思うんです。と言いながらも、かなりの大きな成果が出ているということでございますので、アンケート調査の結果、どのような取組を行うのかお尋ねします。

時谷生活安全企画課長

今後の取組についてでございますが、本事業につきましては、消費者庁の地方消費者行政推進交付金を活用いたしまして実施したものでございます。現時点においては、事業拡充の予定はないのですが、県下の各自治体に対しまして、設置拡充の働き掛けを行っておりまして、既に上板町において予算を確保し、設置に向けた具体的な取組を進めていると聞いております。

また最近では、撃退装置と同様の機能を備えた電話機も市販されているところがございますので、これらの利用促進についても併せて働き掛けを行ってまいりたいと考えているところがございます。

黒崎委員

既に上板町が、そういった制度にのっとった形でおやりになるようなことござい

す。例えば、警察のほうに、こんな録音機がありましたよねという相談があった場合に、上板町が既にそういうことを考えていますよみたいな案内とか広報とか、こういったものをお考えになっているのかどうなのか。やはり、成果が集まった以上は、それに対する広報を警察だけがやるのではなく、徳島県でやったり、あるいは各市町村では今のお話を聞くと、もう既にそういったことを始められているということでございますが、例えば県にもそういったアンケート調査の結果はこうだったという御報告と情報の共有、あるいは広報についての協力、このあたりをする御意思があるかどうかお尋ねします。

時谷生活安全企画課長

県、それから各行政等と連携し、御協力を頂いて、広報し、設置促進に向けて進めたいと思います。

黒崎委員

そもそも消費者庁のほうから予算が出て、その交付金を使ってというふうなことでございます。せっかく大きな成果が出ているので、是非ともノウハウを共有して、先ほども認知症対策、免許証の話もございましたが、これから各地方自治体というのは、お年寄りが安全に暮らせる施策というのが大変重要になってくると思います。そのあたりのことをしっかりと情報共有して、前に進めていくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

元木委員

私のほうからは、出張型免許更新手続についてお伺いいたします。

県警察は、近い将来、警察署の免許更新窓口を廃止し、県西部と県南部に免許更新センターを設置することを表明しております。まず、これに関しまして、県西部の管轄区域の考え方についてお伺いをさせていただきたいと思います。

船本企画課長

免許更新に係る、県西部という表現についてのお尋ねでございます。

現在、検討しております運転免許センター構想では、より近くで運転免許証の即日交付を望んでいただいている多くの県民の方の声に応えるために、警察署の免許更新窓口を集約いたしまして、阿波市と阿南市に運転免許センターを設置する予定で、今進めております。

県西部、県南部という区分についてのお尋ねですけれども、主に県西部の方、あるいは県南部の地域にお住まいの方が御利用されることを予測しておりまして、その予測される運転免許センターという認識の下に、県西部、県南部という表現を用いているところでございます。

あくまで、行政区分を示すものではないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

元木委員

行政区分を表すものでないということでございます。県西部の拠点が阿波市ということをお伺いいたしまして、こちらから見たら阿波市、吉野川市は西部になるんですけども、私は三好郡市のもっと更に西の出身で我々から見るとかなり東部のほうに寄っていて、山城や祖谷から見たら、阿波市に拠点を置くのは少し距離があるのではないかと感じた次第でございます。

是非、この県西部、知事部局等では、三好、美馬が一般的に県西部ということでございますので、三好、美馬の方々の目線でもしっかりとこの問題について考えていただきたいということを申し上げまして、出張型の免許更新手続の状況について少しお伺いさせていただきたいと思っております。まず、これまでどういった場所で、どういった試験運用を行って来られたのか、お伺いさせていただきます。

#### 山上交通企画課長

これまで、二つのパターンで試験運用を実施しております。

一つ目は、昨年10月、11月に山間地域の高齢者講習受講済みの高齢運転者を対象に、三好市山城地区の役場支所、那賀町平谷地区の役場出張所において、それぞれ3回の計6回の運転免許更新手続の試験運用を実施しております。

二つ目は、本年7月に高齢運転者の更なる負担軽減を目的に、東みよし町の三加茂自動車学校、海陽町の海部自動車学校を活用して、それぞれ2回の計4回、高齢者講習を受講後、その場で免許更新手続ができる試験運用を実施したところであります。

#### 元木委員

実際に、出張型の免許更新を受けられた方々の御意見については、どういった内容のものが寄せられたのか。良い面と悪い面と両方あるかと思っておりますけれども、それぞれについてお伺いいたします。

#### 山上交通企画課長

昨年10月、11月に三好市山城地区と那賀町平谷地区で実施した試験運用では、多くの方から出張型免許更新手続の実施を希望するとの御意見を頂いたところであります。

本年7月に三加茂自動車学校と海部自動車学校で実施した試験運用では、全ての方が、出張型免許更新手続の実施を希望されたほか、高齢者講習を受けた後に、すぐに更新手続ができることがうれしいといった御意見が寄せられる等、自動車教習所での実施について好評を得たところでございます。

一方で、更新者からは、新しい免許証を郵送してもらいたい、広い駐車場があるほうが良いといった貴重な御意見、御要望も頂きましたので、今後の課題として検討していく所存でございます。

#### 元木委員

免許の郵送や駐車場の要望等も寄せられたということでございます。是非、こういった点についても、しっかりと前向きに検討していただきまして、どこに住んでおられても公平、平等にサービスが受けられるような体制を整えていただきたいということをお願い申

し上げる次第でございます。

内容では、ほとんど実現してほしいといったような趣旨が多いとのことでございます。全国でも類のない出張型免許更新手続を、県民のニーズに合ったより良い手続にするために、今後、この試験運用についてどういった展開をなされていくのか。また、高齢者だけでなく優良運転者の講習ということについても配慮していくべきでないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

#### 佐藤交通部長

これまで、高齢運転者を対象としました出張型免許更新の試験運用を重ねてきたところでございます。委員御示唆のとおり、県民のニーズに合った、より良い出張型免許更新の実現に向けては、今後も試験運用を重ねていく必要があるかと認識しているところでございます。

そこで、本年12月中にも、東みよし町の加茂公民館、美波町の日和佐公民館におきまして、今度は優良運転者を対象としました出張型免許更新の試験運用の実施に向けて、関係者と協議を始めているところでございます。

新たな試験運用では、これまでアンケート等で御要望の多かった新しい免許証の郵送の関係につきましても、試験実施する方向で検討中でございます。

#### 元木委員

免許更新者の中でも、最も人数が多いとされます優良運転者の試験運用を行っていくことですが、この事業を効果的なものとするためには、過疎地のほうでもたくさん受講していただけるよう、より多くの方に体験していただくことが重要であると考えます。こういった広報については、どのように進めていかれる予定なのか、お伺いさせていただきます。

#### 佐藤交通部長

一人でも多くの方に出張型免許更新を利用していただくために、過去2回の試験と同様に、試験運用の実施につきましては、ケーブルテレビの利用、それから自治体の広報誌、あるいはSNS、こういった各種広報媒体の活用ですとか、近隣住民への戸別訪問によります情報発信活動、こういったものを実施してまいる所存でございます。

#### 元木委員

是非、新聞等も活用していただきまして、より多くの方々がこの制度を理解していただけるような工夫を施していただきたいと要望させていただきます。

次に、本会議のほうでも自転車の交通安全についてのやりとりがございました。我が会派の南議員から、自転車の交通マナーアップに向けてどう取り組むのかといった質問について、御答弁の中で、若者を中心に主体的に取り組んでいきたいとか、学校教育を組み合わせた新たな手法を導入して取り組んでいきたいといった旨のお話があったけれども、もう少し具体的な内容についてお教えいただけたらと思います。



## 山上交通企画課長

自転車の交通事故につきまして、まず、自転車の交通事故の特徴について御説明させていただきますと思います。自転車の事故につきましては、交通事故の全体の約2割となっております。また、頭部損傷による死者が半数以上ございます。さらには、ヘルメットの着用、非着用で見ますと、非着用の場合は、着用していた場合に比べて致死率が3倍以上に上がるといったところもあります。また、自転車当事者のほうに法令違反があるというのが8割を占めるという状況でございます。さらには、年齢別で見ますと、学生等の若者に次いで高齢者の方、こういった年齢層で事故が多いといった状況です。

そこで、学生等につきましては、学校等と連携しながら、交通安全教育も進めてまいります。特に、スタントマンによる交通事故を再現した参加体験型の交通安全教育を取り入れる。さらには、自転車条例の周知によってヘルメットの着用、こういったものを訴えていく。さらには、4月、5月に自転車交通安全運動の月間をしておりますが、こういった運動月間で強力に推進していく。さらには、毎月第2月曜日は、自転車の街頭指導強化日でございますので、そのときに県下一斉に街頭指導をするといったことを進めております。

次に、高齢者につきましては、先ほど申しましたように頭部損傷による死者が多く、特に高齢者のほうが頭部損傷での死者が多い状況でございます。そこで、高齢者の方にヘルメットをかぶっていただくということで、今現在、老人クラブを中心に、ヘルメットモニターという方を選定しまして、こちらからヘルメットを貸与し、自転車に乗るときにかぶっていただく。そして、地域においてヘルメットをかぶった姿を見せていただくといった取組をしております。さらには、高齢者を対象とした自転車競技大会、こういったもので交通安全教育を進めているということでございます。

## 元木委員

具体的な取組を進めていただいていると理解できたところでございます。

この問題につきましては、ケーブルテレビや映像をうまく活用して、ビジュアルで理解できるような取組も進めていただきたいと思いますと思う次第でございます。

ビッグデータというのも今よく言われておりますけれども、自転車王国とくしまを掲げる中で自転車利用者数も増えてきますと、自転車の事故が起こりやすい場所も特定できる部分もあるのではないかと思います。他の自治体では、事故の起こりやすい場所を統計的にしっかり分析したデータ、具体的な数字として県民の方々にお示しをして、こういった地域は気を付けてくださいといった重点的な広報もされているということもお伺いしてございます。

自転車の事故を少しでも減らすためには、県警察だけではなく、県土整備部とか、あるいは市町村、国、こういったいろんな部局が連携して、ある意味、まちづくりとして、自転車の交通安全をしっかりと進めることが大切であると感じている次第でありますので、皆様方の一層の御尽力を賜りますよう、お願い申し上げる次第でございます。

最後に、また本会議でもありました児童虐待の話がございまして。児童相談所と県警察の連携を進めていくべきではないかというようなお話もございました。この問題につきましても、地元でも、もっと警察の方が児童相談所が踏み込めないような所でもしっかりと対

応していただいたら、被害を減らすことができたのではないかとといったような声も聞くわけでございます。具体的に、児童相談所と県警察でこの問題に関しまして、どういった連携がなされているのか。また、個々のケースについて、具体的なかなり詰めた情報共有が大事だと思いますけれども、どういった形で進められておられるのか、お伺いをさせていただきます。

#### 時谷生活安全企画課長

児童相談所との連携についてでございますけれども、児童虐待事案においては、児童の安全を確保するため、児童相談所と関係機関との連携を密にすることは極めて重要であると認識しているところでございます。

県警察におきましては、児童相談所等との連携強化に向けまして、平成29年2月に、県内の全ての児童相談所との間で児童虐待の未然防止と早期対応に向けた情報共有及び連携に関する覚書を締結しているところでございます。

また、県下全市町村と県内各警察署との間でも同様の覚書を締結しておりますほか、市町村が設置する協議会に参加するなどして、児童虐待に関する情報共有に努めているところでございます。

具体的には、児童虐待が疑われる事案を認知した場合は、虐待の事実が明らかでない場合でも児童相談所に情報共有を行うとともに、事実関係に照らしまして、児童通告や児童の一時保護の措置を講じるほか、個別の事案によって児童相談所等からの情報提供を受けたり、ケース検討会議に参加するなどいたしまして、情報交換や以後の対応を協議するなど、適切な連携に努めているところでございます。

#### 元木委員

児童相談所の職員の方々につきましては、児童福祉の知識というのをかなり持たれているわけでございますけれども、いざ現場に行くとなると、やはり多くの危険も伴い、立入り等ちゅうちょするケースもたくさんあるとお伺いしているところでございます。

是非、県警察におかれましても、こういった児童福祉の問題についても積極的に研修も進めていただきながら、理解を深めていただきまして、他の機関ともしっかりと連携を取りながら、少しでもこの児童虐待の問題を減らすような取組につながるよう、しっかりと進めていただきますようお願いを申し上げます、終わらせていただきます。

#### 樫本委員

1点お伺いをいたしたいのですが、これは徳島市中島田町の事件でございます。高齢者施設において事件が起きたのですが、徳島名西署がこの事件に関して情報発信に対しての制限を加えている、地域の皆さん方は恐怖を感じる時間が非常に長く混乱が生じた、もっと早くマスメディアに公表すべきでないかという視点から、記事が載っておりました。

この事件の概要について、まず聞かせていただきたいと思います。

#### 船本刑事部首席参事官

お尋ねの事案につきましては、平成30年9月12日午前7時頃、徳島市中島田町の高齢者

施設の敷地内において、同施設の清掃業務を請け負っている会社のアルバイト男性66歳が、同僚の40歳代の女性の両胸等をペティナイフ様の物で数回刺し、全治半月の見込みの両側前胸部刺創等の負傷を負わせたものであります。

被疑者は現場から逃走したため、県下各警察署に手配をするなどして、被疑者の所在捜査を強力に推進していたところ、9月14日午前10時頃、検索中の鳴門警察署員が、鳴門市撫養町の休憩所にいた被疑者を発見し、殺人未遂容疑で通常逮捕したものであります。

なお、犯行に使用したと思われるペティナイフ様につきましては、9月15日午前、被疑者の供述どおり、現場近くの空き地の草むらから発見されました。

引き続き、徳島名西警察署において、動機や犯行状況等、事案の真相解明のため、慎重に捜査を進めているところでございます。

#### 樫本委員

この殺人未遂事件の事案の概要については承知しました、よく分かりました。

そうしますと、事前委員会におきまして、逃走事案が発生した場合、県民に対して迅速にSNSや安心メールで発信するという答弁をされているのですが、徳島名西署は、この発生と同時にどんな対応をしたのか、聞かせていただきたいと思えます。

#### 山本警務部理事官

県警察における、直ちの対応についての御質問でございます。

被疑者は事件後、犯行に使用した刃物様の物を所持したまま逃走した可能性が高いと認められました。初動段階におきましては、傷害事件として緊急配備の上、被疑者の行方を追うなど所要の捜査を実施しております。

また、徳島名西署におきましては、本件は事業者内のもめ事を発端とした事件と認められたことから、連続発生や第三者に危害を与える可能性が低いなどと判断いたしまして、現場周辺の学校等に対しまして、電話による注意喚起にとどめております。直ちの報道発表は実施していなかったものでございます。

#### 樫本委員

職場内の事件で、他に事件が広がったり、被害者が増えたりするようなことはないだろうという認識だったようでございます。報道機関への対応について事件の情報を制限したというふうに、大きく報道されているのですが、マスメディアへの報道にはどのタイミングでしたのか。12時間後と記事には書かれているのですが、もう少し詳しく教えてください。

#### 山本警務部理事官

マスコミ広報の時期、タイミングについてでございますが、報道発表につきましては、事案ごとに公益上の必要性、関係者のプライバシー保護、捜査への支障の有無など、多角的視点の下で、総合的な判断によりまして行っているところでございます。

本件は、傷害事件から殺人未遂事件に切り替えて捜査を進めることとしたものでありまして、その段階におきまして、広く県民の方々に周知することが適当であると判断いたし

ました。当日の午後7時頃、報道発表を行ったものでございます。

#### 樫本委員

当初は、職場内の単なると言っではいけません、傷害事件だということで、そういう認識の下に捜査をされていたと。そして、これが殺人未遂事件ということになってきたと、その段階で広報したと、こういうことでしたね。

マスコミに広報するというのは、事件を解決する一つの手段として使う場合、地域の皆さん方の安心を狙うために広報する場合、いろいろと場面場面によって、そして、事案事案によってそのタイミングは当然違ってくるだろうと思います。直ちに広報したほうが良い場合、また、それほど広がらないだろう、すぐに捕まるだろうという事案であれば、ちょっと時間を置いて犯人を泳がせておいて捕まえると、こういうやり方もあるだろうと思うのですが、それは事案事案によってやり方は違うと思います。我々素人にはなかなか分からないのですが、適切な判断でやっていただきたいと思っていますところでございます。

新聞に載っている立教大学の先生のコメントによりますと、追い詰められた容疑者の行動は予想が難しく新たな被害が生まれる可能性があった、地域住民の安全確保は容疑者の逮捕以上に重要だ、まず地域住民の安全が一番だ、警察は速やかに報道機関を通じて正確な情報を発信すべきで、今回の対応は危機意識に欠けていると言わざるを得ないと、こういう厳しいコメントが出されているんですが、私は一概に、このようには言えないと思うんです。事案事案によって、すぐにやったほうが良い場合と、ちょっと時間を置いてやったほうが良い場合と、よく見極めてやらないと地域は余計に混乱する場合がありますから、そういった点は適切に対応していただきたいと思います。

徳島名西署の対応について、県民から徳島名西署や県警本部に対して、苦情の電話とか抗議はあったのですか。

#### 山本警務部理事官

苦情はございませんでしたが、パトロールの要望であるとか、事件の状況であるとか、問合せは85件ございました。

#### 樫本委員

この事件の中身について、真相を聞きたいという問合せですね。

次に、新聞の報道によりますと、遅すぎる署の情報開示に、現場近くの千松小学校に息子を通わせる30代の母親は、十分な情報が入ってこなかったのが今どういう状況なのか分からない、怖い思いをしたと、こういうふうに言われているのですが、中途半端な情報発信というのは、先ほども申しましたように混乱を招くと思います。危機意識に欠けるという意見もありますが、これに対して県警察は、どんな認識でいらっしゃるのか聞かせてください。

#### 山本警務部理事官

委員御指摘のとおり、事件・事故に係る情報の形態、目的につきましては、連続発生を

防ぐための情報、それと住民の方から広く情報提供を求め得るための情報に分けられるところでございますが、重要なのは犯人の早期確保及び事案の再発防止に努めることであると認識しております。

この度、報道各社の皆様から、広報が遅いのではないかということなどにつきまして御指摘を受けたところでありまして、誠に遺憾であると考えているところでございます。

また、我々県警察の広報対応によりまして、県民の皆様にご迷惑を招いたとのことであれば、陳謝を申し上げる次第であります。

県警察といたしましては、今回の件も踏まえまして、今後、適切な広報等に努めてまいり所存でございます。

#### 樫本委員

慎重に広報もやっていただきたいというふうに思います。

最後に、県警察本部長に、この記事に対してのコメントがございましたら、本部長の考え方、認識について述べていただきたいとします。

#### 鈴木警察本部長

事件の発生するとき、それから検挙した際に、適切に情報発信を行っていくということは非常に重要なことであると考えております。地域住民の方々の安全安心はもとより、警察活動に対する御理解と御協力を頂くという点でも、非常に重要なことであると考えております。

こういった広報の重要性、趣旨・目的を踏まえて、適切にお応えをしてみたいと思っております。

#### 樫本委員

適切に、慎重に、そして県民の皆さんが安心していただけるように、事件が早く解決するように、そういった視点を大切にしながら警察行政にしっかりと取り組んでいただきたいと要望して終わります。

#### 喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**【議案の審査結果】**

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第16号

以上で，公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（12時02分）